

平成26年5月15日

各位

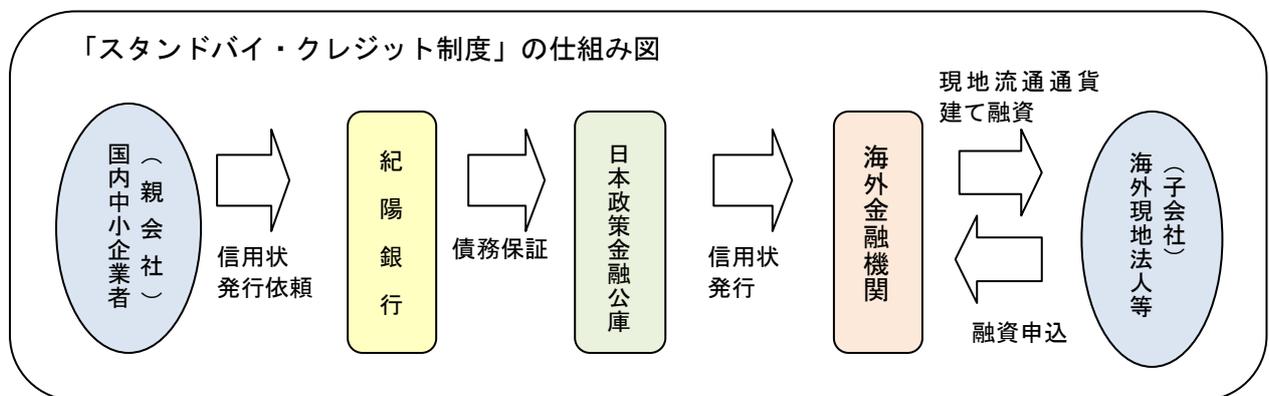
株式会社 紀陽銀行

日本政策金融公庫との「スタンバイ・クレジット制度」に係る基本契約の締結について

株式会社紀陽銀行（頭取：片山博臣）は、平成26年5月15日、株式会社日本政策金融公庫と「スタンバイ・クレジット制度」に係る基本契約を締結し、海外進出されているお客様に対し、現地通貨建て資金調達をサポートする態勢を充実しましたのでお知らせいたします。

「スタンバイ・クレジット制度」とは、日本政策金融公庫が業務提携する海外金融機関（インドネシア、シンガポール、タイ、大韓民国、フィリピン、ベトナム及びマレーシアの計7か国の海外金融機関）に対して債務保証のための信用状を発行し、中小企業のお客様の現地流通通貨建て資金調達をサポートする制度です。

本制度により、お客様が日常お取引いただく当行を窓口として、海外での事業展開において日本政策金融公庫の信用力を背景とした円滑な資金調達を行うことができます。



以上

日本政策金融公庫と連携した「スタンドバイ・クレジット制度」の概要

＜ご利用いただける方＞

- ・新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けた方
 - ・新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
 - ・地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
 - ・農工商等連携事業活動促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
- ※なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、中小企業者が経営を実質的に支配している先で、かつ、上記のいずれかの計画において中小企業者と共同で事業を行うこととされている先に限ります。

＜商品概要・ご利用条件＞

信用状の発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償限度額:1 法人あたり 4 億 5 千万円(①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は、国内親会社毎に 4 億 5 千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は、当該法人毎に 4 億 5 千万円が補償限度額となります。) ・ 補償条件:海外金融機関からの請求による支払い ・ 信用状有効期間:1 年以上 6 年以内 ・ 適用ルール:UCP600(国際商業会議所による信用状統一規則)に準拠
信用状制度の利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償料率:信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。 ・ 補償料の支払方法:信用状の発行前に一括前払い ・ 連帯保証人:紀陽銀行 ・ 償還債務の金額:日本政策金融公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額 <p>※なお、当行の債務保証を受けるにあたって、保証料が別途必要となります。</p>
海外でのお借入れ条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資条件(期間・返済方法・金利等)の詳細については、海外金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。 ・ 融資金額及び通貨:信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。 ・ 資金用途:承認又は認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金 ・ 融資期間:1 年以上 5 年以内 ・ 提携している海外金融機関(国) バンコック銀行(タイ) メトロポリタン銀行(フィリピン) KB国民銀行(大韓民国) ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール) バンクネガラインドネシア(インドネシア) ベト・イン・バンク(ベトナム) CIMB銀行(マレーシア) ・ ご利用いただける通貨は、現地流通通貨(各国通貨のほか、米ドル等も可能)となります。